## 主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、弁護人小島孝(被告会社A組関係)、同植松繁一(被告人 B関係)連名作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、検察官 北側勝作成の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

一、 控訴趣意第一の一、(一)及び(二)について

論旨は、要するに、原判示第一ないし第三の事実につき、本件公訴の提起は以下の理由により公訴権の濫用にあたるから、公訴棄却の裁判がなされるべきであるのに、原判決がこれを看過して審理判決をしたのは、刑訴法三三八条の解釈適用を誤ったもので、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであるから破棄を免れない、というのである。

そこで、所論にかんがみ記録を調査して検討し、以下のとおり判断する。

(一) まず、所論は、本件公訴は、京都府知事が昭和四四年五月二九日なした砂利採取計画不認可処分及び砂防指定地管理規則による不許可処分が有効であるるとを前提とし、被告人らの所為が違法であるとして提起されたものであるが、右各処分は違法無効なものである、すなわち被告会社の砂利採取方法に京都府砂利採取計画認可基準及び同取扱要綱に反する点があること、(2)砂利採取法第一九条計画認可基準及び同取扱要綱に反する点があること、(2)砂利採取法第一九条に該当すること、(3)同法一八条の規定に反する(砂防指定地内行為の許可書の添付がない)こととされているが、被告会社の砂利採取において右(1)、(2)の理由に該当するような事実は全くなく、また右(3)の理由についても、京都府知事は被告会社に対し砂防指定地管理規則本来の目的とは異る政治的配慮から同規則を濫用して許可を与えなかつた、という。

(二) つぎに、所論は、京都府知事は被告会社の砂利採取現場のある a 川筋の砂利採取業者全部に対し砂利採取計画を不認可とし、工事中止を命じたが、これら業者のうち防災措置をしないまま砂利採掘を中止した業者については公訴を提起せず、過去一度も災害を出したことも、 a 川へ汚水を流したこともなく、かつ防災措置を十分とりながら砂利採取を行つていた被告人らを起訴したのは、法の下の平等に反し、砂防法及び砂防指定地管理規則の目的趣旨をも無視したものである、という。

しかしながら、被告人らは、京都府知事から砂利採取行為の中止等の命令を受け その命令が確定した後も、これに従おうとせず、採掘場を拡大しながら長期間にわ たり大量の砂利採取を行つてきたものであつて、仮に防災措置に意を用いていたと しても、右同様の命令に従つて事業を閉鎖・移転した業者らに比し、その犯罪の情 状は極めて悪質といわざるをえないから、本件公訴の提起が不平等であり、もしく は砂防法等の目的趣旨に反するものであるとはとうていいえない。所論は採用でき ない。

。 してみると、原判決が本件公訴を棄却することなく審理判決したことは正当であ つて、所論のような法令の解釈適用の誤りはない。論旨は理由がない。

二 控訴趣意第一の二、について

論旨は、要するに、原判示第一の事実中、昭和四六年七月二九日までの被告人らの所為について、本件公訴時効は三年で、起訴の日は昭和四九年七月二九日であるから、その部分につき時効が完成し免訴の裁判がなされるべきであるのに、原判決がこれを看過し全部につき有罪を認定したのは、免訴に関する法令の解釈適用を誤つたもので、その誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、破棄を免れない、というのである。

しかしながら、原判決がこの点に関し弁護人の主張に対する判断第三において説示、判断するところは適切、正当である。原判決に所論のような法令の解釈適用の誤りはない。論旨は理由がない。

三、控訴趣意第二について

論旨は、要するに、公訴事実第一の訴因は、「bc番地のdのe、dのf、dのg、hのi、hのj、hのk、hのIの山林において」と場所を包括的に記載し、どの土地で土石や砂利を何立方米採取したのか不明であるし、集積についてもそり場所を特定しておらず、洗浄選別機等の施設を設けた場所も特定されていないないた、公訴事実第二の訴因についても、どの土地において土石の集積を中止するのか、どの土地について採取を中止するのか、どの土地について採取を中止するのか、どの土地についてどのような災害防止の措置をとるのか全く特定されていないから公訴事実第一及び第二の各訴因は明確でないのにもかかわらず、これを明らかにすることなく漫然審理した原判決に明確でないのにもかかわらず、これを明らかにすることなく漫然審理した原判決によいらかに判決に影響を及ぼすべき訴訟手続に関する法令違反があり、破棄を免れない、というのである。

そこで、所論にかんがみ記録を調査して検討するに、本件公訴事実第一及び第二はいずれも集合犯一罪として起訴されたものであり、かつ、被告人らの各違反行為は、公訴事実記載の期間内において、同記載の各土地の全部又は一部で、同記載の各土地の全部又は一部を行つたというものであるから、起訴状において所論のように違反場所及び違反態様等につき具体的に特定表示することは殆んど不可能であって、ある程度包括的に記載されることもやむをえないところであり、その細部であって、ある程度包括的に記載されることもやむをえないところであり、その細部であるといては、本件審理に先立ち行われた検察官の釈明によってきる限りの補正がない。本件審判の対象及び防禦の範囲も明らかであるというべきであるから、右公訴事実の訴因が特定を欠く違法なものということはできない。従つて、原判決に所論のような訴訟手続に関する法令違反はない。論旨は理由がない。

四、控訴趣意第三について

は砂防法の授権がなく無効であるのに、原判決が原判示第一及び第二の事実の各一は砂防法の授権がなく無効であるのに、原判決が原判示第一及び第二の事実の各一部につき右罰則規定を適用したのは、法令の解釈適用を誤つたものであつて破棄を免れない、というのである。

(要旨)そこで検討するに、砂防法四一条は、「この法律に規定したる私人の義務に関し」罰則を設けうる旨規定し、〈/要旨〉この法律に基づいて発する命令に違反した者に対する罰則については明記されていないことは所論のとおりであるが、同法四条は、砂防指定地域においては地方行政庁は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限することができる旨を、さらに同法四七条二項は、この法律を施行するため必要な規程は命令をもつてこれを定める旨をそれぞれ規定しているのであるから、法文上、この命令(省令、都道府県規則を含む)に基づく一定行為の禁止もしくは制限も畢竟「この法律に規定したる私人の義務」にほかならず、実質上も、法が特にこれを除外する趣旨であつたとはとうてい解し難い。そして、本件砂防法法が特にこれを除外する趣旨であつたとはとうてい解し難い。そして、本件砂防治に地管理規則は砂防法四七条二項、同法施行規程三条前段に基づくものであるから同規則一八条、一九条の罰則規定は法の授権による有効なものといわなければならない。

してみると、原判決が右罰則規定を適用したのは正当であつて、所論のような法令適用の誤りはない。論旨は理由がない。

五、 控訴趣意第四の一について

論旨は、要するに、原判示第一につき事実誤認を主張し、原判決には被告会社が 採取・集積した土石や砂利の数量につき採証法則に違反してこれを認定した誤りが あり、その誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから破棄を免れない、と いうのである。

そこで所論にかんがみ記録を精査して検討するに、原判決挙示の関係各証拠を総合すると、原判示第一の事実中、同判示山林七筆において採取した土石の数量の点を除くその余の事実を優に肯認することができ、右土石の数量については、同判示 坊場市大字m小字bc番地hのi、hのj、hのk、hのlの山林から合計約一三万立方メートルの土石を採取したことが明らかであるけれども、その余の同番地dのe、dのf、dのgの山林からの採取量はこれを確定するに足る証拠がなく、結局、原判決が同判示七筆の山林において土石約一八万立方メートルを採取したと認定した点は事実を誤認したものといわなければならないが、右七筆の山林(砂防指定地)と砂防指定地外の土地から採掘した土石の合計数量が約四八万立方メートルである事実は証拠上動かし難いところであるから、前記の事実誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであるとはいえない。

なお所論は、原判決が証拠として挙示するC作成の「A組より砂利砂買入状況一覧表」(検甲18)は原判示第一の土石の採取集積の補強証拠とはなりえないとして縷縷主張するが、原判決は右検甲一八号証のほか原判決挙示の関係証拠を総合して原判示第一の事実を認定しているのであるから、所論は失当というほかない。

してみると、原判決が原判示第一の事実を認定したことに重大な事実誤認はない。論旨は理由がない。

六、 控訴趣意第四の二について

論旨は、原判示第二につき事実誤認を主張し、(一)砂防指定地管理 規則違反の点につき、被告人らには原判示京都府知事の命令に応じなければならさ れた方命令は権限を濫用したものであったがある、(二)砂利採取る一二年の につき、被告人らは同判示京都府知事の命令当時、命令対象となっては必可したがある。 はのするのである。はのするのである。はのではないる一二年の は他のうちはのが、はのが、はのないが、はのが、はのが、はのが、はのが、はのが、はながであるがであるが、はでいては砂利の採取はもちろん洗浄さえも全く行つでおいては砂利の採取はもちろん洗浄さえも全く行つである。 の土地については砂利の採取の土地については命令の前後を問わず全くであるがはなかったから、これありとして、かったは一つにないであるが有効であることを前提というである。 原判示第二の事実を認定した原判決は事実を誤認したものであって、その誤り 決に影響を及ぼすことは明らかであるから破棄を免れない、というのである。

そこで所論にかんがみ記録を精査して検討するに、関係証拠によれば、原判示第二の京都府達第〇〇号及び同第〇△号をもつてなされた京都府知事の各命令に対し、被告会社は昭和四四年八月二七日各審査請求をなしたが、前者については昭和四七年一〇月一一日いずれも審査請求をはして乗却され、これらの裁決に対し被告会社は行政事件訴訟法に定る訴を提起しなかつたため、右各命令処分は既に確定していることが明らかであるところ、一件記録を精査しても、右各命令処分につき明白かつ重大な瑕疵が存在してこれらを当然無効と認めるに足る資料は見当らない(仮に命令対象となつている土地の一部につき所論のように命令内容に対応すべき違反態様の全部もしくは一部がなかつたとしても、そのことによつて右各命令自体が当然無効であるということにおいっ)。

その他記録を精査しても、原判示第二の事実を認定した原判決に所論のような事実誤認はない。論旨は理由がない。

七、 控訴趣意第四の三について

論旨は、要するに、原判示第三につき事実誤認を主張し、原判示立木の伐採量については証拠がないから、被告人らは無罪であるのに、原判決が原判示数量を認定して有罪としたのは、重大な事実誤認があり、破棄を免れない、というのである。 そこで所論にかんがみ記録を精査して検討するに、原判決挙示の関係証拠により原判示第三の事実を優に肯認することができる。

所論は、原判決が証拠として引用する証人Dの供述は推定によるものであつて証拠価値がない旨主張する。しかしながら、右D証人の立木伐採量に関する供述は、付近の山林の現況と比較対照したうえ科学的資料に基づき算定した結果を供述する

ものであつて、合理性があり、十分信用できるものというべきである。

その余の所論は、原判決が証拠として挙示していない検甲二六号証の証拠価値を云々するものであるから、失当である。

してみると、原判決が原判示第三の事実を認定したのは正当であつて、所論のような事実誤認はない。論旨は理由がない。

## 八、 控訴趣意第五について

(なお、原判決の第三事実の法令適用のうち、「森林法二〇六条、三四条一項」或は「森林法二〇七条二号、三四条二項」とあるは、それぞれ「昭和四九年五月法律第三九号附則九条により同法による改正前の森林法二〇六条、三四条一項」又は「昭和四九年五月法律第三九号附則九条により同法による改正前の森林法二〇七条二号、三四条二項」の誤りであるが、その誤りは判決に影響を及ぼさない。)

よつて刑訴法三九六条により主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 栄枝清一郎 裁判官 吉川寛吾 裁判官 右川亮平)